

## 公の施設の指定管理者の指定について

山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、次のとおり指定管理者を指定しました。

- 1 施設名 山形学園
- 2 指定管理者
  - 名称 社会福祉法人 山形市社会福祉事業団
  - 所在地 山形市蔵王半郷1366番地の2
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 申請団体数 1団体（非公募）
- 5 指定管理者選定評価審査委員会
  - (1) 開催日 令和2年10月6日（火）
  - (2) 審査員構成 6名（市職員3名、大学教授、弁護士、公認会計士）
  - (3) 審査の基準及び方法

山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項の規定により設定した審査基準に基づき、事業計画書、収支予算書等の申請書類及び当日のプレゼンテーションをもとに審査を行いました。

### 6 審査結果

No.	審査基準	審査項目	審査ポイント	満点	社会福祉法人 山形市社会 福祉事業団
1	1 平等利用の確保 (手続条例第3条第2項第1号)	①平等利用を図るための 具体的手法と期待される 効果	・事業内容に偏りが無いか。	60	46
2	2 施設の設置目的の効果的・ 効率的達成 (手続条例第3条第2項第2 号)	①設置目的と管理運営方 針	・市が示す管理運営方針と申請者が 提案する方針が合致しているか。 ・申請者の経営モラルは適切か。	60	48
3		②管理運営経費の内容	・市が示す経費の上限額（設定額） 以下か。 ・経費縮減への取組みは十分か。	60	38
4		③収支計画の最適性及び 実現可能性	・収支の積算と事業計画は整合性が 図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。	60	42
5		④児童へのケア向上を図 るための具体的手法と期 待される効果	・児童へのケア向上のための取組み 内容は適切か。 ・仕様書で示した内容への提案は適 切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用し ているか。 ・市が求める管理の基準に合致して いるか。	60	48

6		⑤安全管理等に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全管理、児童の安全管理への取組みは十分か。</li> <li>情報公開、個人情報保護への取組みは十分か。</li> </ul>	60	44
7		⑥入所児童の満足度向上に対する工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所児童の苦情に対する対応が十分か。</li> <li>苦情や要望を管理に反映する工夫はなされているか。</li> </ul>	60	42
8		⑦維持管理の効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理は適切かつ効率的に計画されているか。</li> </ul>	60	42
9	3 施設管理を安定的に行う能力 (手続条例第3条第2項第3号)	①安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員体制は十分か。</li> <li>必要な資格者は充足しているか。</li> <li>人員の採用、確保については適切か。</li> <li>人員の育成、研修体制は十分か。</li> </ul>	60	42
10		②安定的な運営が可能となる経営的基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の財務状況は健全であるか。</li> <li>金融機関、出資者等の支援体制は万全か。</li> </ul>	60	46
11	4 施設の性質又は目的に応じたその他必要な基準 (手続条例第3条第2項第4号)	①同種施設の管理運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似施設の管理運営実績はどうか。</li> </ul>	60	44
12		②修繕及び保守管理業務への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時及び緊急時に迅速かつ的確に対応できる体制がとられているか。</li> </ul>	60	42
13		③地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元雇用に配慮しているか。</li> <li>市内業者の積極的な活用に配慮されているか。</li> </ul>	60	42
合計				780	566
				得点比率	72.6%